



トランプ大統領は関税を強化するのか

東京海上アセットマネジメント株式会社

トランプ関税を巡る動き

米国のトランプ大統領は2025年2月1日、メキシコとカナダに対して25%の関税、中国に対しては10%の追加関税を課す大統領令に署名しました。その後、メキシコとカナダに対しては関税発効の1カ月間延期やUSMCA*対象製品の4月2日までの適用除外を発表するなど譲歩を見せた一方、中国に対しては予定通り2月4日から追加関税を発効しました。これに対し、中国政府は即座に報復措置を発表し、米国からの石炭と液化天然ガスに15%の関税、原油、農業機械、大型エンジン車などに10%の関税を課しました。その後トランプ大統領は、全ての国を対象に鉄鋼・アルミニウムに25%の関税を課すと発表しました。これは第1次トランプ政権下に、日本を含む主要国・地域から輸入される鉄鋼に25%、アルミニウムに10%の関税を課したものの、実際には適用除外措置が多く、それらを廃止して関税の実効性を高める狙いがあります。こうしたトランプ政権の関税政策により、米国経済や金融市場に対する不透明感が強まっています。

トランプ関税の狙い

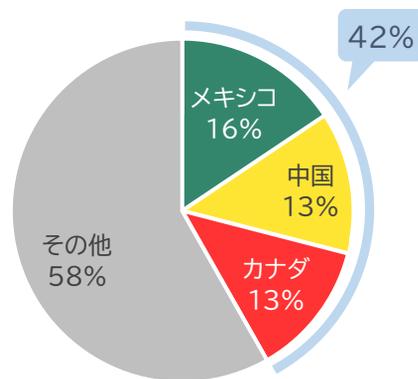
トランプ政権の関税政策にはいくつかの狙いがあります。まずは、①貿易赤字の縮小と②製造業の強化です。トランプ大統領は米国の貿易赤字を問題視しており、関税を強化し製造業の国内回帰を促すことで貿易赤字を縮小するとともに雇用を増やし、米国を再び強国にすると主張しています。そうした背景から、輸入相手国上位のメキシコ・中国・カナダを最初のターゲットにしたと見られます。また、トランプ大統領は、所得税減税の延長や法人減税などを打ち出しており、③関税収入をその財源に充てると考えられます。加えて、不法移民や薬物の流入対策を条件に、メキシコとカナダに対しては関税を1カ月延期するなど譲歩の姿勢を見せており、④外交の交渉材料として用いる様子も見受けられます。

トランプ関税を巡る動き

発効日	対象国	内容
2月4日	中国	追加関税10%発効
3月4日	メキシコ	関税25%発効
	カナダ	関税25%発効 (エネルギー関連は10%)
6日	中国	追加関税を20%に引き上げ
	メキシコ、 カナダ	USMCA*対象製品は4月2日まで適用除外することを発表
12日	世界	鉄鋼・アルミニウムに関税25%を発効
(今後の予定)		
4月2日	世界	相互関税の導入 農産物関税 自動車関税25%前後 など

米国の主な輸入相手国

2024年



相手国	米国への主な輸出品目
メキシコ	自動車、自動車部品 など
中国	電話機器、コンピュータ など
カナダ	原油、自動車、食料品 など

*自由貿易協定「米国・メキシコ・カナダ協定」
※上記は一部であり、すべてを示すものではありません。

出所:米商務省、米外交問題評議会、国連、Statistaのデータと各種報道を基に作成

※上記は過去の実績であり、将来の動向等を示唆・保証するものではありません。



トランプ大統領は関税を強化するのか

経済・金融市場への影響

過去2年ほど堅調に推移していた米国株式市場は、2月下旬以降、トランプ関税を巡る不透明感や景気後退に対する懸念から10%程度下落しました。今後の見通しについて、当面はボラティリティ(変動性)の高い展開が続くと考えられるものの、その後は、FRB(米連邦準備制度理事会)による追加利下げが景気を下支えすることへの期待が高まることで、中長期的に上昇していく展開を想定しています。

為替市場では、日銀の追加利上げ観測とFRBの追加利下げ観測を受けた日米金利差の縮小への思惑から、2025年に入り円高・米ドル安が進みました。3月には、トランプ大統領が円安を非難する発言をしたことも円高・米ドル安を後押しする材料となりました。今後の見通しについて、日米の金融政策の方向性の違いから、当面は円高・米ドル安基調が続くと想定されるものの、関税強化は本来、米国内において輸入品の価格上昇によるインフレ圧力を引き起こし、米金利の上昇を通じて米ドル高要因となるため、日米金利差縮小による円高圧力を軽減または打ち消す可能性があります。

米国株式市場(S&P500)の推移

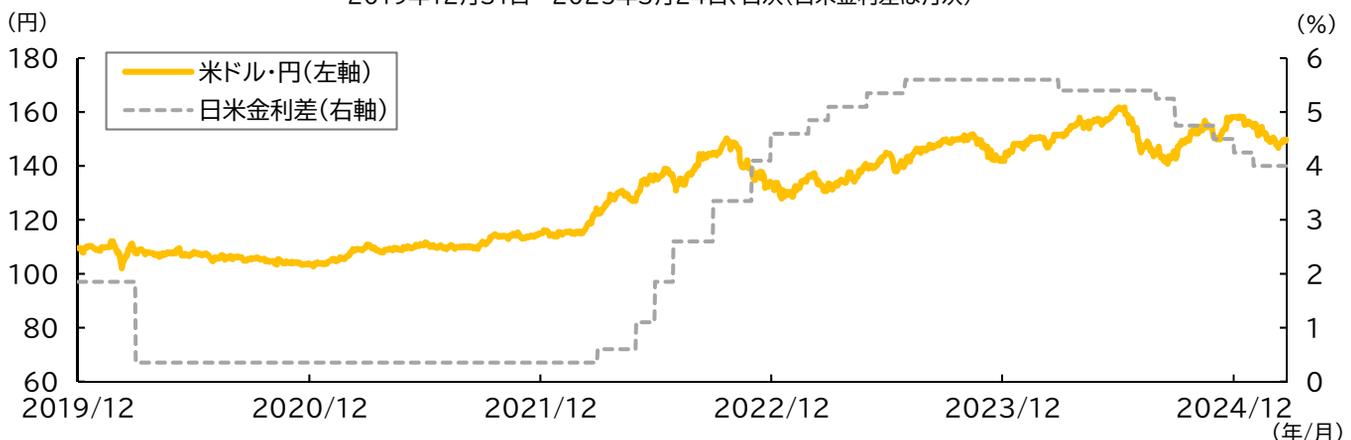
2019年12月31日～2025年3月24日、日次



出所:LSEGのデータを基に作成

為替レートと日米金利差の推移

2019年12月31日～2025年3月24日、日次(日米金利差は月次)



※日米金利差:米国の政策金利(FF金利誘導目標の上限)-日本の政策金利(無担保コール翌日物金利、2024年2月以前は日銀の当座預金のうち政策金利残高に適用される金利(▲0.1%))

出所:LSEGのデータを基に作成

※上記は過去の実績であり、将来の動向等を示唆・保証するものではありません。

(ご参考) 関税について

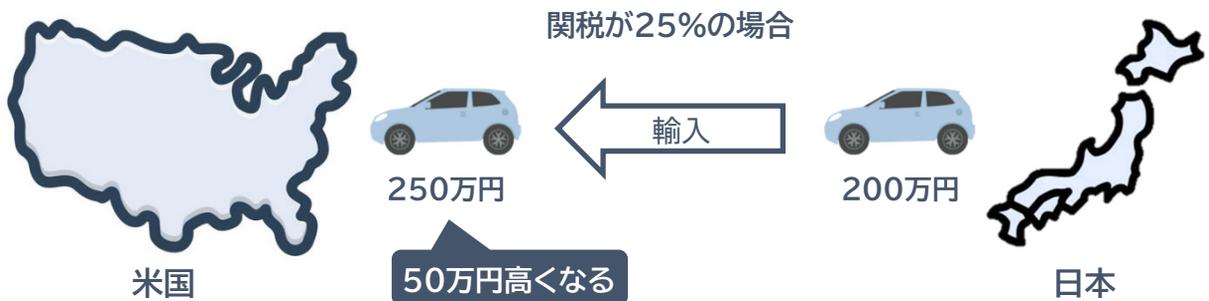
関税とは

「関税」とは、輸入品に課せられる税のことで、「どのような品物を」「どの国から」「何のために」輸入するかによって税率が異なります。「輸入者」が「品物を輸入する国」に対して支払うのが一般的です。

例えば、日本の自動車メーカーの米国販売子会社が日本から乗用車を輸入して米国内で販売する場合、米国販売子会社が関税を負担し、その関税は米国政府の歳入となります。

関税の主な目的は「国内の産業の保護」です。関税を課すことで輸入品のコストが増加し、競争力が低下するため、国内産業を保護する機能があります。現在、米国が日本などの国から輸入する乗用車に課す関税は、概ね2.5%ですが、トランプ大統領はそれを25%に引き上げることを言及しています。

基本的な関税の仕組み

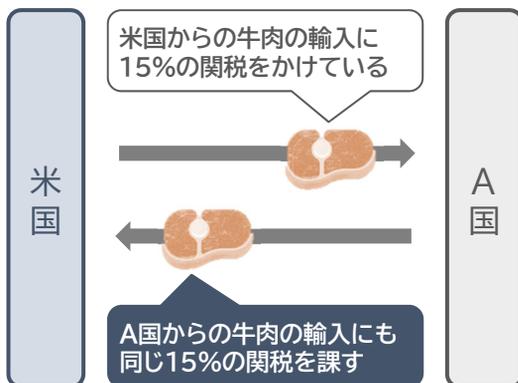


相互関税とは

特定の産業(例:前述の自動車産業)を保護・育成するために関税を課するという観点とは別に、貿易相手国との不均衡を解消する目的で打ち出しているのが「相互関税」です。トランプ大統領は、米国よりも高い関税を課している国は不公平であると批判しており、その国からの輸入品への関税率を同等の水準まで引き上げると主張しています。具体的な手法などはまだ明らかになっておらず、日本も標的になる可能性があります。

想定される相互関税の仕組み

想定される手法①同じ輸入品に同率の関税を課す



想定される手法②別の輸入品に追加関税を課す



※相互関税の具体的な手法などはまだ明らかになっていないため、上記とは異なる可能性があります。

※上記はイメージであり、すべてを示すものではありません。

投資信託にかかるリスクについて

投資信託は、主に国内外の株式や公社債等値動きのある証券に投資をしますので、これら組み入れ資産の価格下落等や外国証券に投資する場合には為替の変動により基準価額が下落し、損失を被ることがあります。

投資信託は、**預貯金や保険と異なります**。また、**投資元本が保証されているものではなく**、基準価額の下落により損失を被り、**投資元本を割り込むことがあります**。個別の投資信託毎にリスクの内容や性質が異なりますので、ご投資に当たっては投資信託説明書(交付目論見書)や契約締結前交付書面等をよくご覧ください。

投資信託にかかる費用について

- 購入時に直接ご負担いただく費用・・・ 購入時手数料 **上限3.3%(税込)**
 - 換金時に直接ご負担いただく費用・・・ 信託財産留保額 **上限0.5%**
 - 保有期間中に間接的にご負担いただく費用・・・ 信託報酬 **上限 年率1.903%(税込)**
※ファンド・オブ・ファンズでは、一部を除き、ファンドが投資対象とする投資信託証券の運用管理費用等を別途ご負担いただきます。
 - その他の費用・手数料・・・ 監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料、信託事務等に要する諸費用等をファンドの信託財産を通じて間接的にご負担いただきます。
- 詳しくは、投資信託説明書(交付目論見書)、契約締結前交付書面等をよくご覧ください。

※お客さまにご負担いただく手数料等の合計金額については、お客さまの保有期間等に応じて異なりますので表示することができません。

<ご注意>

上記のリスクや費用につきましては、一般的な投資信託を想定しています。費用の料率につきましては、東京海上アセットマネジメントが運用するすべての投資信託のうち、徴収するそれぞれの費用における最高の料率を記載しています。費用の詳細につきましては、個別の投資信託毎の投資信託説明書(交付目論見書)、契約締結前交付書面等をよくご覧ください。投資信託にかかるリスクや費用は、投資信託毎に異なりますので、ご投資される際には、事前に投資信託説明書(交付目論見書)や契約締結前交付書面をよくご確認ください。

東京海上アセットマネジメント株式会社

<https://www.tokiomarineam.co.jp/> サービスデスク 0120-712-016
(受付時間:営業日の9:00~17:00)

商号等:東京海上アセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第361号

加入協会:一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会

【一般的な留意事項】

- 当資料は、情報提供を目的として東京海上アセットマネジメントが作成したものであり、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。お申込みに当たっては必ず投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。投資信託説明書(交付目論見書)は販売会社までご請求ください。
- 当資料の内容は作成日時点のものであり、将来予告なく変更されることがあります。
- 当資料は信頼できると考えられる情報に基づき作成しておりますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。当資料に掲載された図表等の内容は、将来の運用成果や市場環境の変動等を示唆・保証するものではありません。
- 投資信託は、値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には、この他に為替変動リスクもあります)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本が保証されているものではありません。
- 投資信託は金融機関の預金とは異なり元本が保証されているものではありません。委託会社の運用指図によって信託財産に生じた利益および損失は、全て投資家に帰属します。
- 投資信託は、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- 投資信託は、預金および保険契約ではありません。また、預金保険や保険契約者保護機構の対象ではありません。
- 登録金融機関から購入した投資信託は投資者保護基金の補償対象ではありません。

[当資料で使用している市場指数について]

■ S&P500はS&P Dow Jones Indices LLC またはその関連会社(「SPDJ」)の商品であり、これを利用するライセンスが委託会社に付与されています。Standard & Poor's® およびS&P® は、Standard & Poor's Financial Services LLC(「S&P」)の登録商標で、Dow Jones® は、Dow Jones Trademark Holdings LLC(「Dow Jones」)の登録商標です。これらの商標を利用するライセンスがSPDJに、特定目的での利用を許諾するサブライセンスが委託会社にそれぞれ付与されています。ファンドは、SPDJ、Dow Jones、S&P、それらの各関連会社によってスポンサー、保証、販売、または販売促進されているものではなく、これらのいずれの関係者も、かかる商品への投資の妥当性に関するいかなる表明も行わず、S&P500のいかなる過誤、遺漏、または中断に対しても一切責任を負いません。